事務事業評価票

所管部長等名 建設部長 閘 賢一 建築住宅課 住宅係 所管課•係名 課長名 宮端 晋也

平成27年度 評価対象年度

				<mark>1(Plan)事務</mark>	事業の	り計画					
事務事業名	 公営住宅施設整備	車	*			会計区分		01 一般会計			
予切于 未1	公古任七池改造师	9 7	木			款項目コード(款-項-	-目) 7	_	6	_	1
	基本目標(章)	3	安全で快適	に暮らせるまち		事業コード(大一中一	小) 3	_	12	_	07
施策の体系 (八代市総合計画に	施策の大綱(節) 【政策】	1	うるおいのあ	る快適なまちづく	IJ		基本目標	4	"やつしろ ちづくり	"の発展を	支えるま
おける位置づけ)	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適	な住環境の形成		総合戦略での 位置づけ	施策大項目		暮らしの扱	心点づくり	
	具体的な施策と内容	2	良質な住宅	の供給			施策小項目	1	「生活基盤	と」の整備	
事務事業の概要 (全体事業の内容)									な住宅		
	全部直営		一音	『委託							
実施手法 (該当欄を選択)	補助金(補助先:)					
	● その他(修繕料、	工事	請負費								
公営住宅法 根拠法令、要綱等											
事業期間	開始年度	:		*	終了年度			法令による実施義務		義務であ	る
尹未朔间	平成23年	度			未定		(該当欄を選択)		2	義務では	ない

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対 象 (誰・何を) 市営住宅の建物、設備

事業内容(手段、方法等)

- ●海士江町団地電気温水器取替工事(7戸) ●中性級欠相保護付ブレーカー改修工事 (西片町団地、海士江町団地、楠住宅) ●市営住宅畳取替(築添団地12戸・延べ162畳) ●坂本駅前団地外柵修繕(1棟) ●政策空家解体工事(3戸)

団地ごとの改善スケジュールを示した「八代市営住宅長寿命化計画」 に沿って、順次修繕及び改善を行うことで建物本体の寿命を延ばす。 平成になって建設された木造住戸については、想定使用年数30年を40 年に、また中層耐火構造住戸については、50年を70年へ延ばした使用

成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)

を目標とする。

	コスト指	隹移			25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
	総事業費 (単位:千円)				-	33,030	13,742	16,678	29,954	29,954	30,399
	П	事	業費(直接経費)	(単位:千円)	16,779	23,230	10,242	12,478	24,004	24,004	24,449
			国県支出金		0	0	0	0	0	0	0
			地方債		0	0	0	0	0	0	0
			その他特定財源(特別会計-	→繰入金)	2,651	1,279	745	12,478	12,478	12,478	12,478
		П	一般財源(特別会計→事業)	収入)	14,128	21,951	9,497	0	11,526	11,526	11,971
		人	牛費		25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
		概算	工人件費(正規職員)	(単位:千円)	-	9,800	3,500	4,200	5,950	5,950	5,950
	正規		E規職員従事者数 (単位:人)		-	1.40	0.50	0.60	0.85	0.85	0.85
E	臨時職員等従事者数 (単位:人)			-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

公営住宅施設整備事業 Page 1 of 3

		指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		市営住宅長寿命化計画による住宅の改善棟数(累計) ※計画期間(H23~32)の住宅の改善棟数214棟	棟	計画	-	30.5	45	55	91.5	115
事業			1本	実績	18	30	40	49	-	-
の活	2			計画	-					
活動指標 電車 実績	2			実績					1	-
の	2			計画	-					
数値化	3			実績					-	-

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		※H23~32の改	「八代市営住宅長寿命化計画」に沿った修繕・改善事業を実施することで、安心で快適な住環境を形成する		計画	-	14.3	21	25.7	42.8	53.7
もたら	•	に対する改善済	で快適な性環境を形成することができると考えられる ため。	%	実績	8.4	14	18.7	22.9	-	-
成果指標 たらそうとする効果・	2				計画	-					
					実績					-	-
保 ・ 成 果の	3				計画	-					
数 値 化	3				実績					-	-

〈記述欄〉※数値化できない場合

3 (Ch	3 (Check)事務事業の自己評価										
着眼点	チェック	判断理由									
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか	● 妥当である	公営住宅の管理者である市が修繕を行う必要がある。(公営住宅法第21条) 市営住宅の施設整備を適切に行わなければ、団地の劣化が進行									
・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れて いないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合してい	概ね妥当である	するとともに、危険箇所や設備の不具合が増加し、入居者に危険や不自由が生じるため、計画的な施設整備が必要である。									
ないか)	妥当でない										
◆活動内容は有効なものとなっているか	● 有効である	「八代市営住宅長寿命化計画」に沿って、順次修繕及び改善を 行っている。予算編成に伴う事業費の調整により、事業実施が 後年度へ先送りされた場合は、団地の劣化が進行するととも									
・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成 果をこれ以上伸ばすことはできないか)	概ね有効である	に、危険箇所や設備の不具合が増加し、結果的に事業費の増大 を招く可能性がある。 建物本体の寿命を延ばすために、「八代市営住宅長寿命化計 画」の団地ごとの改善スケジュールに沿って、順次修繕及び改									
	有効でない	善を行う必要がある。									
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か	● 現行どおりでよい	公営住宅そのものの修繕・改善は、管理者が責任を持って実施しなければならない分野である。目的や形態が類似・関連する事業は特に無いと考えられる。 市営住宅の修繕・改善については、建築、設備(電気、機械)、左官、造園等の幅広い分野に跨って専門的な知識が必要であるため、非常勤職員等による直接施工による方法をとった									
・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	見直しが必要	場合、多数の人員が必要となり、人件費の増大が予想される。 事業費の殆どを住宅使用料等の特定財源で賄っている。									

公営住宅施設整備事業 Page 2 of 3

		4	(Action) 事務事業の方向性と	改革改善						
(今後の 方向性 該当欄を選択)	1 不要(廃止) 4 市による実施(要改善)	2 民間実施 ● 5 市による実施(現行どおり			大・市民等との協働等)				
	(今後の方向性の理由、改革改善の取組をもたらそうとする効果など) 市の施設である市営住宅そのものの改修は市が責任を持って実施しなければならない分野であり、指定管理者等への委託には 馴染まないと考えられるため、今後も引き続き管理者である市が直接事業を実施する必要がある。 年数が経過すると建物の状況が変化していくため、修繕計画はおおむね5年ごとに見直しを行なう。 市営住宅の危険・老朽箇所の整備を計画的に行うことにより、より安全で良好な住宅の提供が持続的に可能となる。また、市営住宅ストックを長く維持し、住宅事業における建設コストを抑える。									
夕	ト部評価の実施	有:外部評価			実施年度	平成23年度				
改	H27進捗状況	3. 現状推進		-						
善進捗状況等	善養 建物本体の寿命を延ばすために、「八代市営住宅長寿命化計画」に沿って修繕及び改善を行った。 進 ***********************************									
	算審査特別委員 における意見等	特になし	(委員からの意見							

公営住宅施設整備事業 Page 3 of 3

事務事業評価票

所管部長等名 建設部長 閘 賢一 所管課·係名 課長名 宮端 晋也

平成27年度 評価対象年度

	1 (Plan) 事務事業の計画										
事務事業名	公学在 它等理事类	<u>.</u>		会計区分			01 一般会	計			
争伤争未在	公営住宅管理事業 	ŧ		款項目コード(款-項-	ョ) 7	_	6	_	1		
	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大一中一	۱۱) 3	_	12	_	08		
施策の体系 (八代市総合計画に	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり		基本目標						
	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成	総合戦略での 位置づけ	施策大項目						
	具体的な施策と内容	2	良質な住宅の供給		施策小項目						
事務事業の概要 (全体事業の内容)	昭和25年から平成14年度 することができるように行う。 また、家賃等の滞納解消	ま主を促	行うことにより、入居者が安心・安全に建設された市営住宅31団地1,364戸の管理を行うもので、老朽箇所の修経進し、市営住宅の管理運営に必要な財改修については、【公営住宅施設整備	を低所得者に低廉な 、機器等の保守点 源を安定的に確保	に家賃で賃貸し、 検、ポンプの取 するとともに入	入居 (替、 .居者	居者が安心 植木剪定等 に公平な過	して安全/ の維持管 図営を行う	理業務を		
実施手法 (該当欄を選択)	全部直営 補助金(補助先: その他(● 一部委託	全部委託							
公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)、八代市営住宅設置管理条例、八代市営住宅設置管理条例施行規則 根拠法令、要綱等											
事業期間	開始年度		終了年度	終了年度			务 ● 1	義務であ	る		
テベ州回	合併前		未定		(該当欄を選択)			義務では	ない		

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対 象 (誰・何を) 市営住宅 (31団地1,364戸)

事業内容(手段、方法等)

①老朽箇所の修繕(比較的小規模な施設改修と各戸の修繕) 平成25年6月からは、建築や設備についての知識・技能を有する専門の 嘱託職員(営繕員)1名を雇用し、増加する修繕に対して、迅速に対応し

- でいる。 ②機器等の保守点検(給排水設備、浄化槽設備、消防設備 等)

②機器等の保守点模(給排水設備、浄化恒設備、月切設備 等/ ③新規入居者の募集及び入居案内 ④住宅使用料(家賃)等の徴収、収納対策 管理運営の主要な財源である住宅使用料、共益費を安定的に確保する必 要があるため、様々な収納対策を講じた。また、平成27年度においては、 法的措置を核とした滞納整理を推進し、37件の法的措置を実施した。 なお、滞納したまま退去した場合の未納債権については、民間の債権回

収会社に成功報酬で委託した。

(※詳細は【法律相談・訴訟関係事業】を参照)

成果目標(どのような効果をもたらしたいのか) 市営住宅の維持管理に必要な保守点検、修繕、住宅の整備を行うこと により、市営住宅の居住水準の向上を図る。

_	コスト推移					26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
	総事業費 (単位:千円)				-	84,301	80,472	84,351	87,291	87,291	88,393
		事	業費(直接経費)	(単位:千円)	52,932	55,391	54,922	59,501	59,501	59,501	60,603
		Г	国県支出金		0	0	0	0	0	0	0
		財源	地方債		0	0	0	0	0	0	0
		内訳	その他特定財源(特別会計・	51,442	54,097	52,771	59,501	59,501	59,501	60,603	
			一般財源(特別会計→事業	収入)	1,490	1,294	2,151	0	0	0	0
		人	· 件費		25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
		概算	(正規職員)	(単位:千円)	-	28,910	25,550	24,850	27,790	27,790	27,790
		正規	見職員従事者数	(単位:人)	-	4.13	3.65	3.55	3.97	3.97	3.97
	臨時職	員等	————————— 従事者数	(単位:人)	-	0.50	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25

公営住宅管理事業 Page 1 of 3

	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	住宅使用料等(住宅使用料、駐車場使用料、共益費)収入額 【現年度分】 ※H25末調定額による算定	千円	計画	-	220385	220385	221545	221545	222705
事業		111	実績	216157	218130	222455	222766	-	-
の 活	2		計画	-					
活動指標 動量・実績			実績					-	-
の	3		計画	-					
数 値 化			実績					-	-

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	1	(住宅使用料、 駐車場使用料、	住宅使用料等は市営住宅の 管理運営の主要な財源であ るため、指標として設定し た。	%	計画	-	95	95	95.5	95.5	96
もたらる		【現年度分】	1-0	70	実績	94.06	94.03	96.95	98.39	-	_
そうとす	2				計画	-					
成果指標					実績					-	-
様・成果の	3				計画	-					
数値化	3				実績					-	-

〈記述欄〉※数値化できない場合

3 (Ch	eck)事務事業の自	己評価
着眼点	チェック	判断理由
▲東帯中やので火料ナ港ニーハフム	● 妥当である	公営住宅は住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図るため、 戦後住宅施策の大きな柱として位置づけられ、国の指導の下、 県や市町村が主体となり運営を行ってきた。
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れて	概ね妥当である	市営住宅の施設や設備については、平成22年度に策定した「八 代市営住宅長寿命化計画」に沿って修繕を行い、住宅の長寿命 化を図っていくこととしている。また、計画内容については概
いないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	妥当でない	ね5年ごとに見直しを行うこととしている。 公営住宅法上事業主体が行うこととされている事務(入居者の 決定や家賃設定、収入超過者の認定、滞納者に対する法的措置 等)は、市の責任で実施する必要がある。
◆活動内容は有効なものとなっているか	● 有効である	市営住宅については適切に管理を行っており、入居者が安心して安全に生活をすることができていると考える。 市営住宅を低所得者に低廉な家賃で賃貸し、入居者が安心して 安全に生活をすることができている。
・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成 果をこれ以上伸ばすことはできないか)	概ね有効である	及主に生活をすることができている。 住宅使用料等の収納については、ここ数年収納率の減が続いて いたが、平成26年度に滞納整理実施計画の見直しを行い、収納 率の大幅なアップにつながった。
	有効でない	
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か	● 現行どおりでよい	市営住宅の管理については、他事業との統合・連携は困難と考える。ただし、住宅使用料等の収納については、市の全ての金銭債権(市税や国保税及び、非強制徴収公債権と私債権)の一元化を図り、滞納整理システムを統合させ、回収を強化することは可能だと考える。本市の市営住宅の管理運営の現状は、施設老朽化により維持管
・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	見直しが必要	理に手間がかかり、人員が不足していると思われるため、これ以上の人件費の削減は不可能と考える。 市営住宅の管理運営に必要な財源を住宅使用料等による受益者 負担により安定的に確保できている。

公営住宅管理事業 Page 2 of 3

		4	(Action) 事務事業の方向性と改革	革改善		
	今後の	1 不要(廃止)	2 民間実施		産施(民間委託の打	拡大・市民等との協働等)
(方向性 該当欄を選択)	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実	(規模拡充)	
今理	の需要予測、適ゴ なるよう絶えず核	検討したところである。 Eな管理戸数、高齢者用の 検討していく必要がある。 い、指定管理者等の民間				
Þ	ト部評価の実施	有:外部評価			実施年度	平成22年度
改	H27進捗状況	4. 検討・見直し中				
善進捗状況等	H27取組内容	指定管理者制度を含め、効率的が	かつ円滑な民間委託等ができないか、情	報収集を行っ <i>た</i>	= 0	

特になし

決算審査特別委員 会における意見等 (委員からの意見等)

公営住宅管理事業 Page 3 of 3

事務事業評価票

所管部長等名 建設部長 閘 賢一 建築住宅課 住宅係 所管課•係名 課長名 宮端 晋也

平成27年度 評価対象年度

							•				
				1 (Plan) 事務	事業0	り計画					
事務事業名	 公営住宅ストック約	<u>م</u> دِ	·改盖重賞	ŧ		会計区分			01 一般会	計	
予切于 不 1	ム百圧七ハドフノル	Б П	以口ヂオ	•		款項目コード(款-項-	∄) 7	_	6	_	1
	基本目標(章)	3	安全で快適	に暮らせるまち		事業コード(大一中一	(い) 3	_	12	_	09
施策の体系	施策の大綱(節) 【政策】	1	うるおいのあ	る快適なまちづくり	J		基本目標	4	"やつしろ ちづくり	っ"の発展	を支えるま
(八代市総合計画に おける位置づけ) 施策の展 具体的な 市営住宅 実施する	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適	な住環境の形成		総合戦略での 位置づけ	施策大項目		暮らしの	拠点づくり	
	具体的な施策と内容	2	良質な住宅	の供給			施策小項目	1	「生活基	盤」の整備	Ė
事務事業の概要 (全体事業の内容)	市営住宅の危険又は老朽箇所の整備を行うことにより、より 実施することにより、市営住宅を長く維持し、住宅事業にお 市営住宅(管理戸数31団地1、364戸)の住環境等の個別改善を 住宅ストックの総合改善事業及び既存設備の機能向上等を行 住宅の改修を実施している。					る建設コストを排 実施し、社会資本	『える。 整備総合交付st	金(1	··· -	に対応す	する公営
	全部直営		一音	『委託		全部委託					
実施手法 (該当欄を選択)	補助金(補助先:)					
	● その他(修繕料、	工事	事請負費、委	託料							
公営住宅法、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法、交付金交付要綱 等 根拠法令、要綱等											
事業期間	開始年度			終	了年度	E	法令による実施	施義	務 ●	1 義務であ	ある
争未别间	平成23年月	平成23年度			未定		(該当欄を選	選択)		2 義務でに	はない

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対 象 (誰・何を) 市営住宅の建物、設備

- 事業内容(手段、方法等) 成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)
- ●高島団地屋上防水改修工事(1・2・4号棟) ●西宮団地屋上防水改修工事(A・B棟) ●麦島団地外壁及び屋上防水改修工事に係る実施設計業務委託 (1~7号棟)
- ◆若宮団地建替整備事業に係る基本構想策定業務委託

団地ごとの改善スケジュールを示した「八代市営住宅長寿命化計画」 に沿って、順次修繕及び改善を行うことで建物本体の寿命を延ばす。 平成になって建設された木造住戸については、想定使用年数30年を40 年に、また中層耐火構造住戸については、50年を70年へ延ばした使用

を目標とする。

						1						
	コスト丼	准移			25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込	
	総	総事業費 (単位:千円)				34,456	43,011	55,510	144,162	904,460	935,848	
	事業費(直接経費) ((単位:千円)	9,879	30,956	31,811	45,710	134,362	894,660	926,048	
			国県支出金		2,727	15,235	14,805	20,569	64,801	407,328	423,021	
			地方債		0	0	0	0	0	440,000	440,000	
		内	その他特定財源(特別会計	→繰入金)	0	0	0	25,141	25,141	25,141	25,141	
			一般財源(特別会計→事業	収入)	7,152	15,721	17,006	0	44,420	22,191	37,886	
					25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込	
				(単位:千円)	-	3,500	11,200	9,800	9,800	9,800	9,800	
				(単位:人)	_	0.50	1.60	1.40	1.40	1.40	1.40	
	臨時職員等従事者数 (単位:人)			-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		

		27年度	28年度	29年度
30.5	45	55	91.5	115
18 30	40	49	-	-
			-	-
			-	-

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		市営住宅長寿命 化計画達成率 ※H23~32の改 善棟数全214棟	市営住宅長寿命化計画に 沿った修繕・改善事業を実 施することで、安心で快適 な住環境を形成することが		計画	-	14.3	21	25.7	42.8	53.7
成果指標 もたらそうとする効果・成果の数値化	1	に対する改善済 棟数の割合	できると考えられるため。	%	実績	8.4	14	18.7	22.9	-	-
	2				計画	-					
					実績					-	-
	3				計画	-					
	3)				実績					-	-
	〈記	〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価 判断理由 着眼点 チェック 公営住宅の管理者である市が建物、設備の改善を行う必要があ ● 妥当である (公営住宅法第21条) ◆事業実施の妥当性を備えているか 八代市の住宅の現状やニーズを調査・把握し、将来の公営住宅 を含む住宅需要の推計や住宅施策の方針を立てるために、平成 ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れて 概ね妥当である 25年5月に「八代市住生活基本計画」を策定した。 いないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合してい ないか) 妥当でない 「八代市長寿命化計画」に沿って、順次修繕及び改善を行って いる。予算編成に伴う事業費の調整により、事業実施が後年度 いる。予算編成に伴う事業費の調整により、事業実施が後年度 へ先送りされた場合は、団地の劣化が進行するとともに、危険 ● 有効である 箇所や設備の不具合が増加し、結果的に事業費の増大を招く可 ◆活動内容は有効なものとなっているか 概ね有効である 能性がある。 ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか 建物本体の寿命を延ばすために、「八代市営住宅長寿命化計 ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成 画」の団地ごとの改善スケジュールに沿って、順次修繕及び改 果をこれ以上伸ばすことはできないか) 書を行う必要がある。また、家賃が極端に安い、用途廃止予定の団地の入居者については、今後も他の団地に住み替えがしや 有効でない すいような施策を検討していく。 公営住宅そのものの修繕・改善は、管理者が責任を持って実施 ◆実施方法は現行どおりでよいか しなければならない分野である。 市営住宅の修繕・改善については、建築、設備(電気、機械)、左官、造園等の幅広い分野に跨って専門的な知識が必要であるため、非常勤職員等による直接施工による方法をとった ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げず ● 現行どおりでよい にコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコス 場合、多数の人員が必要となり、人件費の増大が予想される。 事業費の殆どを国庫補助金、及び住宅使用料等の特定財源で トの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方 法により、人件費を削減することは可能か 賄っている。 見直しが必要 ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必

要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)

	4	(Action) 事務事業の方向性と改	革改善		
今後の	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実	施(民間委託の抗	広大・市民等との協働等)
方向性 (該当欄を選択)	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実	施(規模拡充)	
今後の方向性の 理由、改革改善の 取組等	市営住宅の管理者である市が建物 「八代市営住宅長寿命化計画」に 平成25年5月に策定した「八代市년 「長寿命化計画」については、平	の取組をもたらそうとする効果など) 、設備の改善を行なう必要がある。 基づき、市営住宅の長期活用を図っていく 主生活基本計画」の中で、市民の住宅に対成27年度には計画策定から5年目を迎え、 期等の見直しを行った。市営住宅の活用や	する現状やニーズ 見直しの時期であ	について調査・ ったことから、	検討を行った。また、 計画策定時の修繕や改善
外部評価の実施	有:外部評価			実施年度	平成23年度
改	3. 現状推進				
善 進 排 H 27取組内容 况	建物本体の寿命を延ばすために	、「八代市営住宅長寿命化計画」に沿っ	って修繕及び改善	を行った。	
決算審査特別委員会における意見等	特になし	(委員からの意見等			

事務事業評価票

所管部長等名 建設部長 閘 賢一 建築住宅課 住宅係 所管課•係名 宮端 晋也 課長名

平成27年度 評価対象年度

1(Plan)事務事業の計画											
## V/V ## 4#4 A7	八 44 7本 6本 44 24 44 14	- 444		会計区分			01 一般会	計			
事務事業名	公共建築物営繕事 	* 未	•	款項目コード(款-項-	目) 7	_	1	_	2		
	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大一中一	小) 3	_	12	_	11		
施策の体系	施策の大綱(節) 【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり		基本目標						
(八代市総合計画に おける位置づけ)	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成	総合戦略での 位置づけ	施策大項目						
	具体的な施策と内容	3	耐震化の推進及び建築物の安全対策		施策小項目						
事務事業の概要 (全体事業の内容)		■					なる建築	物の建物			
中长毛汁	全部直営		一部委託	全部委託							
実施手法 (該当欄を選択)	補助金(補助先:)							
	0 (11)	負費	、修繕料								
建築基準法第12条 根拠法令、要綱等 											
事業期間	開始年度終了年月			Ę	法令による実力	拖義	務 ● 1	義務であ	56		
尹未粉间	合併前 未定				(該当欄を選	【択)	2	2義務では	はない		

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対 象 (誰・何を) 市有建築物

事業内容(手段、方法等) 「市有施設(建築物)の建設及び修繕等の営繕業務」

- - · 予算見積 4 (建築2+設備2) 件

「市有施設点検業務」

《点検対象市有施設/棟数 148施設/314棟》 (点検実施進捗状況:平成27年度分) ・建築物 67施設/71棟

- 建築設備 81施設/92棟

成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)

市有建築物を利用する全ての人が安全で安心して利用できるように、 当該建築物の維持保全を行う。

コスト	推移			25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
総事業費 (単位:千円)				-	46,267	41,409	41,661	31,850	31,850	31,850
	事:	業費(直接経費)	(単位:千円)	9,761	9,517	12,009	13,311			
		国県支出金		0	0	0	0			
	財源	地方債		0	0	0	0			
	内訳	その他特定財源(特別会計	├→繰入金)	0	0	0	0			
		一般財源(特別会計→事業	(以入)	9,761	9,517	12,009	13,311			
	人	件費		25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
	概算	了人件費(正規職員)	(単位:千円)	-	36,750	29,400	28,350	31,850	31,850	31,850
	正規	見職員従事者数	(単位:人)	_	5.25	4.20	4.05	4.55	4.55	4.55
臨時職	員等		(単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

公共建築物営繕事業 Page 1 of 3

	指	標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	工事及び業務委託	の発注件数	件	計画	-	34	33	35	35	35
事業	0		IT	実績	34	31	39	44	_	_
活動指標 の活動量・実績の	2			計画	-					
				実績					-	_
	3			計画	-					
数 値 化	9			実績					-	_

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	(1)	工事及び業務 委託の発注完 了率	施設所管課等より依頼を 受けた工事等については 確実に実施していく。	%	計画	-	100	100	100	100	100
成果指標 もたらそうとする効果・成果 				70	実績	100	100	100	100	-	-
	2				計画	-					
					実績					-	-
	3				計画	-					
					実績					_	-

化 〈記述欄〉※数値化できない場合

3 (Ch	eck)事務事業の自	己評価
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか	● 妥当である	「市有施設(建築物)の建設及び修繕等の営繕業務」 市有施設は、全ての人が安全で安心して利用できるよう管理 者である市が、当該建築物の営繕業務を行う必要がある。
・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れて いないか	概ね妥当である	「市有施設点検業務」 建築基準法において「建築物の所有者、管理者又は占有者 は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に
・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	妥当でない	維持するように努めなければならない。」 と規定してあるとおり、管理者である市が、当該建築物の点検業務を行う必要がある。
▲ 江縣中南は古地かよのしか。 マハフム	● 有効である	依頼を受けた工事等については、確実に発注しており、設定 した目標も達成されている。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成 果をこれ以上伸ばすことはできないか)	概ね有効である	
	有効でない	
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコス	● 現行どおりでよい	・積算業務を民間に委託した場合、膨大な調査・設計の委託料が必要となり、それらを精査する職員も必要となる。そのため、市職員で実施する方が望ましい。 ・目的や形態が類似・関連する事業としては"教育施設課の施設の営繕事業"があるが、統合・連携によるコストの削減には
トの削減は可能か・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	見直しが必要	つながらない。 ・公共工事の発注担当者は「予算執行職員」としての責務を負 うことから、非常勤職員に対応させることは馴染まない。

公共建築物営繕事業 Page 2 of 3

		4 (Action)事務事業の方向性と改	革改善
	今後の 方向性	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
(該当欄を選択)	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
	後の方向性の 由、改革改善の 取組等	うに努めなければならない。」と 施設の新築、点検、改修、修繕、 時(ランニングコスト)に8割と言われてお	有者、管理者又は占有者は、その建築物 記定してあるとおり、市有施設の管理者で	
Þ	ト部評価の実施	無		実施年度
改	H27進捗状況			
改善進捗状況等	H27取組内容			
	算審査特別委員 における意見等	特になし	(委員からの意見等	()

公共建築物営繕事業 Page 3 of 3

事務事業評価票

 所管部長等名
 建設部長 閘 賢一

 所管課·係名
 建築住宅課 住宅係

 課長名
 宮端 晋也

評価対象年度 平成27年度

	1(Plan)事務事業の計画											
亩 政 市 举 <i>口</i>	分 少选乳巛宝海II	· 本	**	会計区分		01	一般会	Ħ				
争伤争未行	住 七 他 改 火 音 後 に	17	·未	款項目コード(款-項-	目) 10	_	2	_	5			
	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大一中一	小) 3	_	12	_	26			
施策の体系	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり		基本目標							
事務事業名 住宅施設災害復旧事業 基本目標(章) 3 安全で快適に 施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ) 施策の展開(項)【施策】 2 安心で快適な 具体的な施策と内容 1 住環境の整備 平成27年発生台風15号により被災 (8月2事務事業の概要 (全体事業の内容) 全部直営 市部 補助金(補助先: ● その他(修繕料 公営住宅法	安心で快適な住環境の形成	総合戦略での 位置づけ	施策大項目									
	具体的な施策と内容	1	住環境の整備		施策小項目							
	平成27年発生台風15号に	よ	り被災(8月25日)した市営住宅施言	殳等を復旧(修繕)するもの。							
	補助金(補助先:		一部委託	全部委託								
根拠法令、要綱等	公営住宅法											
事業期間	開始年度		終了年度				• 1	義務である	3			
平 末粉间	数項目コード(款-項-目) 10	義務ではた	はい									

2(Do)事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対 象 (誰・何を) 市営住宅入居者と市営住宅の建物、設備。

事業内容(手段、方法等) 被災した施設箇所の早急な復旧を行う。 成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)

安全・安心な住環境の提供ができる。

以外 した 心 政 固 所 の 十 志 な 後 旧 を 刊 ブ

【本庁管内】

●築添団地5号棟屋上防水災害復旧修繕 他49件

【鏡町】

●中次団地屋根修繕 他6件

【泉町

●氷川台第二団地ガラス修繕

コスト扌	推移			25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
総	事業	費	(単位:千円)	-	0	15,099	20,633	0	0	0
	事	業費(直接経費)	(単位:千円)	0	0	7,259	11,393	0	0	0
	П	国県支出金		0	0	0	0	0	0	0
	財源	地方債		0	0	600	0	0	0	0
	内 訳	その他特定財源(特別会計	-→繰入金)	0	0	0	0	0	0	0
		一般財源(特別会計→事業	(収入)	0	0	6,659	11,393	0	0	0
	人	牛費		25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
	概算	工人件費(正規職員)	(単位:千円)	-	0	7,840	9,240	0	0	0
	正規	見職員従事者数	(単位:人)	_	0.00	1.12	1.32	0.00	0.00	0.00
臨時職員		員等従事者数 (単位:人)			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

住宅施設災害復旧事業 Page 1 of 3

		指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	1	被災した市営住宅の修繕処理済み数	%	計画	-	_	-	100	_	1
事業			70	実績	-	_	_	100	-	-
の活	2			計画	-					
活動指標 電車 実績	J)			実績					-	-
の	3			計画	-					
数値化		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		実績					-	-

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	1	修繕後における	本来は不都合なく安全に暮らしている入居者数となるが、修繕部に係る入居者数 の特定が困難なため、目的	件	計画	ı	ı	-	0	_	
もたらる	•	3X	に反する状態を表す指標を用いる。	IT.	実績	-	-	-	0	-	-
そうとす	2				計画	-					
成果指標 ・	J)				実績					-	-
成 果	3				計画	-					
の数値化	9)				実績					_	-

〈記述欄〉※数値化できない場合

3 (Ch	eck)事務事業の自	己評価
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか	● 妥当である	公営住宅の管理者である市が建物、設備の改善を行う必要がある。(公営住宅法第21条)
・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合してい	概ね妥当である	
ないか)	妥当でない	
◆活動内容は有効なものとなっているか	● 有効である	台風災害後に市営住宅を早急に復旧させ、市営住宅入居者 の生活の安定を図る要があり、本事業の活動は有効であ る。
・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成 果をこれ以上伸ばすことはできないか)	概ね有効である	
	有効でない	
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か	● 現行どおりでよい	公営住宅そのものの修繕・改善は、管理者が責任を持って 実施しなければならない分野である。また、災害は事前に 被災の日時や内容が全く想定できないため、被災後に迅速 な対応を取ることが必要となる。
・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	見直しが必要	

住宅施設災害復旧事業 Page 2 of 3

		4 (<i>F</i>	Action)事務事業の方向性とな	收革改善
	今後の	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	方向性 (該当欄を選択)	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
	後の方向性の 由、改革改善の 取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取 災害により被災した市営住宅の修利 り組める事業ではないので、現行と	善は、管理者が責任を持って実施し 。	なければならない分野である。また、計画性をもって取
þ	ト部評価の実施			実施年度
改	H27進捗状況			
改善進捗状況等	H27取組内容			
	算審査特別委員 における意見等	特になし	(委員からの意見	等)

住宅施設災害復旧事業 Page 3 of 3

事務事業評価票

所管部長等名 建設部長 閘 賢一 建築住宅課 住宅係 所管課·係名 課長名 宮端 晋也

平成27年度 評価対象年度

			1(Plan)事務事業	の計画					
事務事業名	空き家バンク事業			会計区分			01 一般会	:計	
予切于 不口	王と外ハング事本			款項目コード(款-項-	1目) 7	_	1	_	2
	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大一中一	小) 3	_	12	_	19
施策の体系 (八代市総合計画に	施策の大綱(節) 【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり		基本目標				
おける位置づけ)	施策の展開(項)【施策】	2	安心で快適な住環境の形成	総合戦略での 位置づけ	施策大項目				
	具体的な施策と内容	4	定住化の促進		施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)	調査し、関係部署間での ①八代市内全域の戸建住 平成26年度: 坂本町・ 平成27年度: 二見地区 ②空き家調査の結果はデ ③平成27年度中に要綱、	情宅千を一ホー	」の設置・運用開始に向けて、実効が は共有化を行うとともに、空き家パンパ対象に、空き家の場所と程度の確認記での・ 意町・東陽町・泉町、二見地区 にく旧八代市内 化し、電子地図システムにより関係を ・ムページの整備を行い、平成28年度に に日と移住定住希望者の相談体制を確信	7事業体制の整備を 関査を実施する。 「8署間での空き家情 「空き家バンクを設	行うもの。 録の共有化を図	1る。			
D+74	全部直営		● 一部委託	全部委託					
実施手法 (該当欄を選択)	補助金(補助先:)					
	その他(- 7	杜叫世黑牙,几位士及北江其十 司京	-					
根拠法令、要綱等	至豕寺刈束の推進に関9) ବ	特別措置法、八代市住生活基本計画						
事業期間	開始年度	開始年度		終了年度		法令による実施義務		義務であ	5 5
尹 末朔則	平成26年月	葽	未定		(該当欄を選	(該当欄を選択)		義務では	はない

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

二見地区を除く旧八代市内の、人が居住していない戸建住宅(賃貸・売買物件除く)を対象とする。 対 象 (誰・何を)

事業内容(手段、方法等)

成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)

(事業内容) 八代市移住定住促進空き家調査事業 9,113千円

(内、補助対象8.949千円) (内、補助対象8.949千円) (空き家調査:8,536千円、電子地図システム:465千円、 意向調査:20千円、先進自治体研修:92千円)

(財 源) 熊本県地方創生等チャレンジ推進補助金 (補助率2/3) (熊本県:5,962千円 市:3,151千円)

(方 法) 空き家調査方法は平成26年度に同じ、電子地図システム

はライセンスを追加する。 意向調査は空き家の所有者に対し空き家の利活用方針等

の意向調査を行う。

二見地区を除く旧八代市の空き家調査と情報の共有化、空き家バンク設置 対象地区の空き家の場所や程度などの状況と、空き家バンク登録可能のための意向調査、要綱制定、IP作成を行う。 な空き家の件数を把握する。 な空き家の件数を把握する。

	コスト	隹移			25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
	総	事業	費	(単位:千円)	-	11,244	14,713	11,323	5,900	5,900	5,900
		事:	業費(直接経費)	(単位:千円)	0	7,744	9,113	5,373	1,000	1,000	1,000
		Г	国県支出金		0	4,777	5,962	2,522	0	0	0
		財源	地方債		0	0	0	0	0	0	0
		内訳	その他特定財源(特別会計	-→繰入金)	0	0	0	0	0	0	0
			一般財源(特別会計→事業	(収入)	0	2,967	3,151	2,851	1,000	1,000	1,000
		人们	· 件費	25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込	
		概算	(正規職員)	(単位:千円)	-	3,500	5,600	5,950	4,900	4,900	4,900
		正規	見職員従事者数	(単位:人)	-	0.50	0.80	0.85	0.70	0.70	0.70
I	臨時職員等従事者数 (単位:人)			-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

空き家バンク事業 Page 1 of 3

		指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	1	空き家調査件数		計画	-		1500	3500		
事業			件	実績			1076	1736	-	_
の活		電子地図システムの導入状況 (ライセンス数)	課	計画	-		1	5		
活動指標 動量・実績	2		BA	実績			1	5	-	_
の	3			計画	ı					
数 値 化	9			実績					-	-

		指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	1)	修繕不要または 小規模修繕で居	空き家調査の段階において は修繕が少ない物件が多い ほど、空き家バンク登録物 件の確保や利用者との成約	件	計画	ı		150	350		
もたられ		る空き家の件数 空き家バンク登	に有利と考えられるため指標に設定した。 標に設定した。	H	実績			282	651	-	-
そうとす	2	空き家バンク登 録数	ンク登 事業の最終目的は移住定住 者の受け皿としての空き家 物件の確保であるため指標 に設定した。		計画	-				20	40
成果指標 ・		2)	ICBXL 0/2°	件	実績					-	_
成 果	3				計画	-					
の数値化	9)				実績					-	_

(記述欄)※数値化できない場合

3 (Ch	eck)事務事業の自	己評価
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか	● 妥当である	八代市総合計画後期基本計画第3章第1節第2項の「安心で快適な住環境の形成」を目的に行うものであり同第4号の「定住化の促進」につながる。
・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れて いないか	概ね妥当である	空き家は年々増加していると見られ、資産の有効活用、地域活性化の観点からも空き家の有効活用を図る必要がある。 「移住定住の促進」により「資産の有効活用」と、「地域活性
・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	妥当でない	化」を図ることが目的であり、他の行政や民間等において同様 の事業は現在のところ見受けられず、市が主体的に取り組むべ き事業である。
◆活動内容は有効なものとなっているか	● 有効である	空き家バンクの登録は最終的には所有者の意思によるものであるが、老朽度が小さく比較的小規模の修繕で居住可能な空き家の件数は想定以上の数が確認されている。
・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成 果をこれ以上伸ばすことはできないか)	概ね有効である	今後の実効性のある対策の検討を行うための基礎資料として空き家の実態を調査しているものであり、事業内容を見直す余地 はない。
	有効でない	
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコス	● 現行どおりでよい	既に民間委託で行っていること、また空き家調査業務は平成27年度で終了することから、新たな民間等によるコスト削減策の導入はできない。ただし、今後更新調査を行う場合には検討の余地がある。 移住定住に関する事業は複数の課で行っており、統合・連携を
トの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方 法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必 要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	見直しが必要	検討する余地がある。 今後、更新調査を行う場合には、調査対象となる空き家の件数 は今回よりも少なくなることが予想される。よって、非常勤職 員等による対応を検討する余地がある。 本事業は、市内部の事業であるため、受益者負担は発生しな い。

空き家バンク事業 Page 2 of 3

		4 (Action)事務事業の方向性	と改革改善
	今後の	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
(方向性 該当欄を選択)	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どお	らり) 6 市による実施(規模拡充)
	後の方向性の B、改革改善の 取組等	運営状況を見て必要に応じ改革改善 平成27年度中に空き家バンク要綱の	了し、平成28年度に空き家バンク きを図っていく。 の制定、ホームページ開設を行い の運用状況を踏まえて、空き	ウを設置することから、空き家調査の結果や空き家バンクの い、平成28年度に空き家バンクを設置し運用を開始する。 家バンクを活用した施策の検討、実施を行い、移住定住を仮
外	部評価の実施	無		実施年度
改	H27進捗状況			•
改善進捗状況等	H27取組内容			
決算審査特別委員会における意見等		特になし	(委員からの別	意見等)

空き家バンク事業 Page 3 of 3

事務事業評価票

所管部長等名 建設部長 閘 賢・ 建築住宅課 住宅係 所管課·係名 課長名 宮端 晋也

評価対象年度 平成27年度

	1(Plan)事務事業の計画											
事務事業名	2.土 /卦 +口 =火 _ =G =八月日	TE 1	± **	会計区分	01	一般会計						
争伤争未有	法律相談・訴訟関係	术=	尹未	款項目コード(款-項-目)	2	1 _	- 10					
	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために	事業コード(大一中一小)	6 —	11 —	- 35					
施策の体系 (八代市総合計画に	施策の大綱(節) 【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営		基本目標							
おける位置づけ)	施策の展開(項)【施策】	1	行政の効率化の推進	総合戦略での 位置づけ	施策大項目							
	具体的な施策と内容	1	適切な行政経営		施策小項目							
事務事業の概要 (全体事業の内容)	者との公平性を保つ。 ①滞納者に対して、随時 進める。(17年度までは ②非常勤の徴収員による ③滞納者が多重債務に陥 よって、結果的に滞納整	帯弁護問で理を	徴収を実施するとともに、滞納相談を いた場合、市民相談室、司法書士会及	は、訴訟等の法的措置 推奨することによって び裁判所への法律相	を全て職員が行い、 て、費用を掛けずに 談を推奨し、個人の	費用を掛けず 滞納整理を進 経済状況改善	に滞納整理を める。 を図ることに					
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 補助金(補助先: その他(一部委託	全部委託)								
根拠法令、要綱等	公営住宅法、八代市営住	主宅	設置管理条例、地方自治法、民事訴	訟法、民事執行法								
事業期間	開始年度		終了年度	Į,	去令による実施義務	1 義務	である					
T WMINI	合併前		未定		(該当欄を選択)	● 2 義務	ではない					
	2 (Do) 事務事業の実施											
			評価対象年度の事業に									

対 象 (誰・何を) ・市営住宅入居者(管理戸数31団地1364戸)のうち、家賃等(住宅使用料、駐車場使用料、共益費)を滞納している者

・退去者のうち、滞納者

事業内容(手段、方法等)

成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)

・平成25年まで年1~2回実施していた次の取組を26年度から通常業務とし て毎月行い、27年度も引き続き継続して行った。

①1か月滞納者:督促状送付(1544件) ②2か月滞納者:電話催告(417件)

③3か月滞納者: 催告書送付 (180件) ④ ③のうち入金等がない者:連帯保証人に納付指導依頼書送付 (76件) ⑤ ④のうち入金等がない者: 最終催告書を本人に送付 (52件)、納付要

(⑤ (4)のつち入金等がない者: 最終作告書を本人に迭付(52件)、納付要請書を連帯保証人に送付(23件)(03年)。 (⑤ (5)のうち入金等がない者: 明渡請求を送付(11件)・滞納したまま退去した場合の家賃等について、民間の債権回収会社に成功報酬で委託し、3件(延べ10回)69,100円を回収した。・法的措置として次のものを行った。(計37件)①即決和解(12件)②訴えの提起(5件)③支払督促(5件)④仮執行宣言申立(4件)⑤訴訟上の和解(5件)⑥強制執行申立(1件)⑦債権差し押さえ(5件)

滞納者との接触の機会を増やし納付指導を行うとともに、状況に応じ て、訴訟・和解・建物明渡しの強制執行等の法的措置を行ない、過年 度分を含めた収納率80%を目標とする。

コスト推移				25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込	
	総	事業費 (単位:千円)			-	6,772	6,302	7,033	8,083	8,083	8,117
		事:	業費(直接経費)	47	472	702	1,783	1,783	1,783	1,817	
			国県支出金		0	0	0	0	0	0	0
		財源	地方債		0	0	0	0	0	0	0
		内訳	9		0	0	2	52	52	52	52
			一般財源(特別会計→事業収入	()	47	472	700	1,731	1,731	1,731	1,765
	人件費		25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込		
		概算	了人件費(正規職員)	(単位:千円)	_	6,300	5,600	5,250	6,300	6,300	6,300
		正規	見職員従事者数	(単位:人)	_	0.90	0.80	0.75	0.90	0.90	0.90
臨時	臨時職員等従事者数 (単位:人)			-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

法律相談・訴訟関係事業 Page 1 of 3

	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	1	滞納整理についての弁護士相談件数	件	計画	-	5	5	5	5	5
事業	9		i T	実績	2	0	0	0	-	-
の 活	2	滞納者への催告書等送付延べ件数	件	計画	1	230	230	230	230	230
活動指標 動量・実績			1+	実績	226	215	300	232	-	-
の		滞納整理についての法的措置件数	件	計画	-		28	29	30	30
数 値 化	3		1+	実績	0	0	36	37	-	-

活動指標として記載しているが、実績が計画を上回ることが適正な状態とは言えない。実績が多いことはそれだけ滞納者が多いということであるため、滞納額の縮減がなされ実績が少なくなった状態を目指し、入居者の自主的納付の意識向上を図ることが重要である。

	指標名 指標設定の考え方		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
		催告書の送付に より、完納又は 入金、支払い計 画等の誓約、納	や納付相談の件数が多いほ ど、費用をあまりかけずに	件	計画	-	130	140	150	160	170
もたら	1		えられるため、指標として設定した。		実績	123	155	585	118	-	-
そうとす	2	現年度分収入未 済額の縮減	高額滞納者を生み出さないよう、滞納額が少ないうちに滞納者と接触し、自主納付の意識を高めることが現年度分の収入未済額の減少につながることから指標として設定した。	千円	計画	-		11472	9000	8100	7200
成果指標 する効果・					実績	13661	13856	6990	3642	-	-
成果の	3	現年度分繰越額 より多い過年度 分収入額	今後の滞納額を増やさない ためには、新たに繰り越す こととなった現年度分の未 収入額よりも、過年度分の		計画	-		9506	9200	8200	7300
数 値 化			収入額よりも、週午度方の 収入額を増やすことが必要 不可欠であるため、指標と して設定した。	千円	実績	6866	5780	12721	9547	_	-

〈記述欄〉※数値化できない場合

3 (Check)事務事業の自己評価								
着眼点	チェック	判断理由						
◆事業実施の妥当性を備えているか	● 妥当である	公営住宅の家賃等の管理・回収については、地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないと						
・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れて いないか	概ね妥当である	されている。(自治法240条2項) 収納・訴訟業務を行わない場合、悪質な滞納者の増加、収納率 の低下、既存入居者の不公平感の増加、納税者として市民から						
・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	妥当でない	市へ不信感が増幅する。 滞納者に対する法的措置等は、公営住宅法上事業主体が行うこととされている事務であり、市自らが家賃等の滞納整理を推進し、歳入の確保を図る必要がある。						
◆活動内容は有効なものとなっているか	● 有効である	平成18年度以後、職員による提訴、和解及び強制執行の法的措置を行なった結果、18年度~21年度の収納率は年々上昇した。しかし、22年度以降は法的な措置を行っておらず、収納率が少						
・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	概ね有効である	しずつ下降していたが、26年度から法的措置を再開し、収納率 は改善傾向にある。 収入未済解消は重要な問題であり、今後も解消に努めていく。 具体的な方法として、訪問徴収や悪質滞納者への法的措置を実						
XECTONIA PETER CETACON NO	有効でない	施していく。また、滞納者で呼び出しに応じない者へは今後も連帯保証人への請求や住宅の明渡訴訟等の法的措置を実施する。						
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコス	● 現行どおりでよい	滞納者に対する法的措置等は、市の責任で実施する必要がある。 収納業務を有する他課との連携は可能と思われる。「債権管理 条例(仮称)」制定や「債権管理課(仮称)」を早急に設置 し、市税その他の市の有する金銭の給付を目的とする債権の管 理、滞納対策等を一元管理する部署を設置するなど、体制を整						
トの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方 法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必 要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	見直しが必要	性、						

法律相談·訴訟関係事業 Page 2 of 3

		4 ((Action) 事務事業の方向性と改	革改善				
今後の		1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実	施(民間委託の排	広大・市民等との協働等)		
方向性 (該当欄を選択)		4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実	施(規模拡充)			
今後の方向性の 理由、改革改善の 取組等		(今後の方向性の理由、改革改善の取組をもたらそうとする効果など) 事業主体として市自らが行う必要がある。 収入未済解消は重要な問題であり、今後も解消に努めていく。具体的な方法として、訪問徴収や悪質滞納者への法的措置を実施していく。また、滞納者で呼び出しに応じない者へは今後連帯保証人への請求や住宅の明渡訴訟等の法的措置を実施する。なお、困難な事例では、弁護士へ相談や依頼をしたり、収納業務を有する他課との連携により、体制を整備していきたい。 改革改善の取組としては、①担当者が異動した場合の引き継ぎがスムーズにいくよう、マニュアル等を整備する。②法的知識の研修を定期的に受講する等、資質の向上に努める。③困難なケースでは弁護士に相談できるような体制(相談費用の予算化)を構築する。④ 危険なケースでは警察と連携できるような体制を構築する。						
外	部評価の実施	有:外部評価			実施年度	平成23年度		
改	H27進捗状況	1. 対応済 (廃止含む)		-				
善進捗状況等		滞納者へ対して、毎月電話催告又	告を行い、呼び出し等により債務を承 は訪問催告を実施し、高額滞納者を判 和解、強制執行等の法的措置を行っ <i>†</i>	曽やさない取り組				
決算審査特別委員会における意見等		特になし	(委員からの意見等	等)				

法律相談・訴訟関係事業 Page 3 of 3